

平成 26 年 2 月 4 日

総務省消防庁 障害者施設等火災対策検討部会  
部会長 室崎 益輝 様

札幌市保健福祉局  
障がい保健福祉部長 天田 孝

### 障害者施設等火災対策報告書（案）に係る意見について

平成 26 年 2 月 6 日に開催される第 4 回検討部会につきまして、業務の都合上出席することができず、大変申し訳なく思っております。代わって、下記のとおり所見の一端を申し述べさせていただきますので、格別のお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 総括的に

これまでに現に発生した障害者グループホームでの火災事故を踏まえると、ホーム入居者の安全確保のための対策を講ずる必要があり、火災による被害の拡大を防止する方策及び火災予防行政の実効性を向上するための方策を検討し、基本的な方向性を示すことが当検討部会の目的であると理解している。

そこで、報告書案について、指定障害福祉サービス事業所の指定及び指導監督を所管する指定都市の立場としては、スプリンクラー設備の設置基準の見直しなど大筋については現時点でやむを得ないものとする。

一方で、障害者グループホームについては、障害のある方の地域生活を支える「住まいの場」として重要な資源であり、障害福祉サービスの計画的な整備を進めている市町村の立場としては、ハード面での規制が強化されることにより整備が進まなくなってしまう危惧を感じているところである。この点については、これまでの検討部会の中でも複数の委員から発言があったとおり、知的障害者を中心とするグループホームの成り立ちの経過からも、ハード面での規制の強化の影響として、既存の住宅を活用した 4～5 人規模でかつ重度障害者の地域での生活が難しくなってしまう結果となる、或いは、定員規模が大きな準施設化を招くこと、そして何よりも次期障害福祉計画改定に向けて一層の地域移行を促進するための居住支援の量的な整備が進まなくなっていく惧れが大きく、支援関係者からの理解が十分に得られている状況にはなっていないものと考える。

いずれにしても、グループホーム入居者の安全安心を確保するためには、ハード・ソフト両面での対応は必要であり、今後とも、防災関係者、福祉関係者との合意形成に向けた丁寧な調整を行っていただくようご配慮をお願いしたい。

#### 2 報告書案について

報告書案については上述のとおり、大筋について現時点ではやむを得ないものとして了解したい。

なお、今後引き続きの検討に向けて、以下何点かご意見を申し述べたい。

## (1) ソフト面での対策について

### ○従業員教育、効果的な訓練の実施 (P4、P5)

障害者グループホームに係る指定に当たっては、基準省令(現在は条例を制定)に定める非常災害対策を講ずることを要件としているが、指定時には形式的な審査にとどまっている。このため、消防局の協力を得て、事業開始時に消防計画の策定を含む非常災害対策の具体的な指導助言を受けるよう促すとともに、年に1回ではあるが、消防局職員を講師としてグループホームの従業員を対象に防火管理研修会を開催している。

これらは、平成23年3月に市内で発生した認知症グループホームにおける火災・死亡事件を教訓として、福祉・消防・建築(都市計画)部局の連携強化を図る一環として取り組んできているものである。

これらの取り組みを通じて、グループホームの管理者・従業員の意識向上を図っているところではあるが、なお一層の意識醸成が必要な実態にある。

また、福祉部局が所管する事業所指導については、綿密な指導を行い得る指導担当職員の配置は数的にも量的にも難しく、実地指導に当たっては計画等の作成の有無を確認する程度にとどまり、内容の適否まで踏み込んだ指導を行うには限界があり、実際の事業所指導に苦慮しているのが各自治体の現状であろうと思われる。

このように、事業所指導担当職員の資質向上が行政側の課題の一つと考えているが、報告書案にあるように、「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」の活用をはじめとして、消防部局の協力のもと、各事業所において効果的な避難訓練を反復継続して行い、自己点検が行い得るようなチェックリストの作成・普及などの取り組みが図られることも重要な取組と考える。

<参考> 本市が実施したGH・CH防火管理研修でのまとめ(教訓)

●いざというとき!

普段やっていることしかできない。

●いざというとき!

普段やっていないことは全くできない。

## (2) ハード面での対策について

### ○建築基準法上の取り扱い (P4、P7、P16、P17)

消防法上の基準のほか、建築基準法上の基準として、延床面積100㎡以上の既存建物をグループホームに活用する場合、寄宿舎とみなされ、防火壁の設置等が求められているところである。

既往の戸建て住宅(一軒家)を使用する場合、その多くの物件については防火壁の設置等の改修が新たに必要となることから、その活用が難しくなってきている。このことにつき支援関係者からは面積基準の緩和の要望を強く寄せられているものである。

なお、愛知県において今年度、建築基準法上の取り扱いとして、一定の条件のもとで基準の緩和を行う検討(用途変更の確認申請を不要とする取扱い)が行われていると聞いている。

建築基準法上の取り扱いについては当検討部会の守備範囲外であろうと理解するところではあるが、今後の防火対策の検討に当たっては、一定の条件のもとで現行の運用の緩

和を行う余地がないかといった点も考慮に入れた議論を是非ともお願いしたい。

### (3) 避難の際に介助を要する者についての客観的な確認方法について

#### ○障害支援区分の認定調査項目（P11、P13、P14）

現状において、障害程度区分による5段階の区分以外に、利用者の障害特性・支援特性を踏まえた客観的な評価指標として、報告書案に示された認定調査項目における判断項目によって評価を行うことについては、当面の対応としてやむを得ないと考える。

ただし、報告書案にも記述があるように、障害の多様性や訓練による火災時の対応向上の可能性等も含め、当面は当該認定調査項目によって判断を行い、事例を積み重ねる中で当該項目の妥当性や他の評価指標があるか否かについて、引き続き検討を行う場の設定を是非ともお願いするとともに、福祉関係者・防災関係者相互の合意形成に努めていただきたい。

### (4) スプリンクラー設備の設置上の課題

#### ○施設の状況に応じた配慮（P19）

既存の障害者グループホームは、既存の戸建て住宅を借家として借り受け使用している例が多く、グループホームとして使用する際に新たにスプリンクラーの設置や防火壁を設けるなどの改修工事が必要となった場合、家主の了解が得られないとの声を多く聴くところである。

また、入居者の人数が少人数である場合、入居者の変動による自力避難者割合の変動も大きくなることから、報告書案にある「一定期間」の状況確認を行う際の期間の設定は慎重に検討をお願いしたい。

### (5) スプリンクラー設備設置の推進に向けた取り組みについて

#### ○国における財政支援措置（P19）

障害者グループホームの整備に係る国の財政支援措置としては、社会福祉施設等設備整備補助金、社会福祉施設等耐震化等整備促進事業費補助、福祉医療機構等による融資制度のほか、日本財団等の民間補助の制度を活用し、障害者グループホームの新築・改築、スプリンクラーや消防設備の取付への支援が行われているところである。

しかしながら、国庫による補助枠については極めて限られており、既存不適格となる建物の改修のみならず、今後の需要に対応し良質な施設を確保するためには、国による財政支援措置の拡大（耐震化整備促進事業に係る都道府県基金への積み増しなど）が必要である。

### (6) その他必要な対策について

#### ○関係行政機関の情報共有・連携体制の構築（P20）

#### ○障害者施設等の用途判定に係る調整（P21）

本市においては、平成23年3月に発生した認知症グループホーム（みらいとんでん）での火災事故を教訓として、保健福祉局（監査・介護・障害）、消防局（予防）、都市局（建築指導）の3局による連携・情報共有を進めるため「グループホーム等安全安心連絡協議会」を設置し、消防局を事務局として関係部局間の連携の取り組みを進めているところである。

事業所に対する効果的な指導を行うためには、報告書案にあるように、消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することは大変重要である。

この場合、本市のように指定都市、或いは中核市である場合には、庁内組織としての横の連携を図るための調整は比較的容易であるが、一般市及び町村である場合には、それぞれの部局が庁外組織となるため（例：福祉部局→都道府県、建築部局→市、消防部局→一部事務組合 など）、情報の共有を図ることは実務上決して容易ではないと推測する。

関係部局の連携を図るための効果的な取り組みを進めるためには、関係3省庁がそれぞれに自治体に働きかけを行うのではなく、3省庁が連携して行うようお願いしたい。

### 3 市内支援関係者から寄せられた意見について

検討部会への出席と並行して、本市内を中心に知的障害者の支援を手掛けている関係者との意見交換を行った。

この中で寄せられた声を今後の検討に向けた材料として、いくつか付記させていただきたい。

#### ○スプリンクラー設置等に関する事項

- ・スプリンクラーの設置義務化については、直接的には事業者に大きな負担が生じるものであるとともに、間接的には入居者の入居費に跳ね返るものとなる。このため緩和措置については丁寧な検討が必要。
- ・短時間内に入居者を屋外に避難させられる場合にスプリンクラーの設置を緩和する要件として、「居室が避難階、延床面積は100㎡未満」とされているが、戸建て住宅を活用した少人数（4～5人）程度のグループホームについては、夜間常駐の介助員が配置されている場合などの条件のもとで、100㎡以上であっても緩和することはできないか。
- ・自力避難困難者の居室は1階とし、2階居室には自力避難可能者のみである場合には、スプリンクラーの設置を緩和できないか。

#### ○「避難の際に介助を要する者についての客観的な確認方法」に関する事項

- ・報告書案に示された認定調査項目を用いることについては、平成26年4月から制度変更が予定されているものであり、新たな認定調査が定着するまで保留とするか、今後見直しを行うことを明確に記述すべきではないか。

#### ○建築基準法に関連する事項

- ・延床面積が100㎡以上の戸建て住宅をグループホームとして活用する場合、建築基準法上「寄宿舍」とみなされ、用途変更の届け出が必要となるとともに、防火壁等の設置が必要となる。戸建て住宅の多くが活用できなくなるため、面積要件を緩和できないか。

#### ○ハード整備に要する経費の公費助成に関する事項

- ・設置費用の軽減を図るためには、国・地方自治体からの財政支援（補助）の枠の拡大、或いは、家賃補助（補足給付）の増額などについても検討してほしい。
- ・スプリンクラーを設置する際に新たにポンプの設置が必要となる場合があるが、多額の負担が発生する。また、移転する際のスプリンクラーの撤去や、誤作動による損害などスプリンクラーの設置費用以外にも多額の費用がかかる恐れがある。
- ・小規模のグループホームへのスプリンクラー設置を義務化するのであれば、具体的な費用を十分に調査し、必要な補助が行われるよう検討してほしい。

(以上)